

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律要綱

第一 法律の題名の変更

法律の題名を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」に変更すること。

(題名関係)

第二 会社の目的

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）は、中間貯蔵の確実かつ適正な実施の確保を図り、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することに資するため、中間貯蔵に係る事業を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理その他環境の保全に資するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業並びに環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供に係る事業を行うことを目的とする株式会社とするものとする。

(第一条関係)

第三 国の責務

一 国は、中間貯蔵及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の確実かつ適正な実施の確保を図るため、万全の措置を講ずるものとする。

(第三条第一項関係)

二 国は、一の措置として、特に、中間貯蔵のために必要な施設を整備し、及びその安全を確保するとともに、当該施設の周辺の地域の住民その他の関係者の理解と協力を得るために必要な措置を講ずるほか、中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする
こと。
(第三条第二項関係)

第四 株式の政府保有

政府は、会社が中間貯蔵に係る事業又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業を営む間、会社の発行済株式の総数を保有していなければならないものとする
こと。
(第四条関係)

第五 政府の出資

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができ
るものとする
とともに、会社は、当該政府の出資があつたときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、第七の経理の区分に従い整理しなければならないものとする
こと。
(第五条関係)

第六 事業の範囲

一 国、福島県、福島県内の市町村その他環境省令で定める者(二において「国等」という。)の委託を

受けて、中間貯蔵を行うものとする。

(第七条第一項第一号関係)

二 国等の委託を受けて、福島県内除去土壌等の収集及び運搬を行うものとする。

(第七条第一項第二号関係)

三 国の委託を受けて、一及び二の事業に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発を行うものとする。

(第七条第一項第三号関係)

四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行うものとして並びに環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供を行うものとする。

(第七条第一項第四号及び第五号関係)

五 一から四に掲げる事業に附帯する事業を行うものとする。

(第七条第一項第六号関係)

第七 区分経理

会社は、中間貯蔵に係る事業又はこれ以外の事業ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとする。

(第十六条関係)

第八 課税の特例

第五の政府の出資があつた場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、登録免許税

を課さないものとする事。

(第二十一条関係)

第九 検討

政府は、平成三十九年三月三十一日までの間に、中間貯蔵の状況、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の状況その他の状況を勘案しつつ、会社の組織及び事業全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする事。

(原始附則第三条関係)

第十 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する事。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置に関する規定を設ける事。

(附則第二条から第七条まで関係)

三 政府は、この法律の施行後七年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事。最終処分の方法について検討するものとする事。

(附則第九条関係)

四 その他関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第十条関係)